

島根県 ICT 活用ソフト等導入推進事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 7 日 森第 80 号

(趣旨)

第 1 条 自然状況等に左右され収穫まで超長期を有する林業特有の課題を克服するため、デジタル情報や ICT により資源管理や生産管理を行うスマート林業の推進等により、生産性・安全性等を飛躍的に向上させる林業イノベーションを推進する必要がある。

そこで、効率的な森林管理・生産管理の実現を図るため、森林資源調査、生産計画・管理、路網設計・施工の効率化・省力化を図るソフト等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、その交付については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根規則第 32 号。以下「規則」という。）に定める事項のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 事業の内容については、次のとおりとし、本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）補助率は別表のとおりとする。

1 レーザ計測機器整備

高精度な森林資源情報の把握等を目的とした、レーザ計測や森林情報の解析に必要なレーザスキャナ（UAV 搭載型又は地上型）の導入に対し支援を行う。

2 路網線形設計支援ソフト整備

効率的な路網整備の推進を目的とした、レーザ計測データを活用し、効率的な路網線形の設計を支援するソフトウェアの導入に対し支援を行う。

3 3次元設計ソフト整備

林道整備等における業務の効率化・省力化に向けた ICT 活用工事の推進を目的とした、3次元点群データを活用して設計を行うソフトウェア（以下「3次元設計ソフト」という。）の導入に対し支援を行う。

4 ICT 生産管理ソフト等整備

林業における森林資源管理・木材生産管理の効率化に向けて、ICT 生産管理を行うためのソフトウェア等の導入に対し支援を行う。

(補助金の交付申請)

第 3 条 事業実施主体は、規則第 4 条の規定により、補助金交付申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請内容の変更)

第 4 条 事業実施主体は、規則第 9 条第 1 項の規定により変更が生じ、又は補助金の増額をしよ

うとする場合は、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。ただし、別表に定める重要な変更以外の変更については、この限りではない。

2 事業の変更等承認申請の際には変更計画を添付するものとする。

（概算払請求）

第5条 事業実施主体は、概算払請求をする場合において、補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 事業実施主体は、規則第10条の規定により補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）を事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

なお、補助金の全額が概算払により交付された場合における報告の期日は、補助金の交付決定のあった年度の末日までとする。

2 事業実施主体は、事業実施後においても、本事業の成果、実績等について、知事から報告を求められたときは、これに協力するものとする。

（処分の制限を受ける機械及び器具）

第7条 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

（書類の経由）

第8条 この要綱に基づき、事業実施主体が知事に提出する書類は、所管する支庁、各農林水産振興センター又は各農林水産振興センター各事務所を経由しなければならない。

2 所管する支庁長、各農林水産振興センター所長又は各農林水産振興センター各事務所長は、実績報告書の提出があった場合には完了検査を実施して検査報告書及び検査調書を添えて知事に進達するものとする。

（書類等の整備保存）

第9条 事業実施主体は、この事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了の翌年度から起算して5ヵ年間整備、保存しておかなければならない。

（環境負荷低減チェックシート）

第10条 本事業を実施するに当たって、事業実施主体は、様式第5号に定める環境負荷低減チェックシートを活用し環境負荷低減に関する取組を実施する。

事業実施主体は、知事への補助金の交付申請の際及び実績報告の際に、環境負荷低減チェックシート（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定前の着手）

第11条 交付対象事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、決定前着手届（様式

第6号)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第12条 事業の実施につき必要な事項は、本要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は令和7年4月17日から施行する。
- 2 島根県森林資源デジタル管理推進対策補助金交付要綱（令和2年4月16日付け森第67号島根県農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、旧要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

別表

1 事業実施主体及び補助率

事業	事業実施主体	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
(1) レーザ計測 機器整備	知事が事業実施主体として認める市町村、林業経営体等	1/2 以内	経費の 30% を超える増減	
(2) 路網線形 設計支援 ソフト整備	知事が事業実施主体として認める市町村、林業経営体等	定額		
(3) 3次元設計 ソフト整備	知事が事業実施主体として認める市町村、林業経営体等	定額		
(4) ICT 生産管理 ソフト等整備	知事が事業実施主体として認める市町村、国立大学法人、島根林業魅力向上プログラム登録事業体、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 11 条の林業労働力確保支援センター及びその他団体等	1/2 以内		導入するソフト・機器等の区分（ソフト・機器等の区分とは、施業提案ソフト、木材検収ソフト、日報管理ソフト、林内測位機器、林内通信機器、技術カスタマイズ、操作研修の区分をいう。）の追加・廃止

(様式第 1 号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

市（町村）長

令和 年度島根県 ICT 活用ソフト等導入推進事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので補助金 円を
交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の区分

(1) 事業の内容

事業区分	事業費
	円

(2) 経費の区分

事業区分	総事業費	補助事業に 要する経費	経費の配分		その他 負担金
			県補助金	市町村費	
	円	円	円	円	円

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 収支予算

(1) 収入

事業区分	予算額	内訳		その他負担金
		県補助金	市町村費	
	円	円	円	

(2) 支出

事業区分	予算額	経費積算基礎
	円	別記様式のとおり

(注) 別記様式を添付すること。

別記様式 事業計画

(単位：円)

事業実施主体名	区 分	事業内容	事業費	備 考
	レーザ計測機器 整備費			
	路網線形設計支援 ソフト整備費			
	3次元設計 ソフト整備費			
	ICT生産管理 ソフト等整備費			
	ICT生産管理関連 ソフトウェア			
	林内測位・通信 機器			
	技術カスタマイズ・操 作研修			
合計				

(注) 1：事業内容は、区分別に、具体的な内容を記入すること。

2：備考欄には、数量及び経費の積算等を記入し、事業費と一致させること。

レーザ計測機器整備費については、メーカー及びソフト・機器の名称を記載すること。

路網線形設計支援ソフト整備費及び3次元設計ソフト整備費については、メーカー及びソフトウェアの名称を記載すること。

ICT生産管理ソフト等整備費については、ソフト・機器等の区分（施業提案ソフト、木材検収ソフト、日報管理ソフト、林内測位機器、林内通信機器、技術カスタマイズ、操作研修）並びにメーカー及びソフト・機器の名称を記載すること。

(様式第 2 号)

番
令和 年 月 日

島根県知事

様

市（町村）長

令和 年度島根県 ICT 活用ソフト等導入推進事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり計画を変更したいので承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業の内容

事業区分	事業費
	円

(2) 経費の区分

事業区分	総事業費	補助事業に 要する経費	経費の配分		その他 負担金
			県補助金	市町村費	
	円	円	円	円	

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 収支予算

(1) 収入

事業区分	予算額	内訳		その他負担金
		県補助金	市町村費	
	円	円	円	

(2) 支出

事業区分	予算額	経費積算基礎
	円	別記様式のとおり

(注) 本様式および別記様式の変更部分がわかるように該当欄の上段に変更前を、
下段に括弧書きで変更後を記入する。

(様式第 3 号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事

様

市（町村）長

令和 年度島根県 ICT 活用ソフト等導入推進事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業
について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 事業の内容及び概算払請求額の内訳

事業区分	補助金交 付決定額 (A)	既受領済額(B)		今回請求額(C)		残金(A)－(B+C)	
		金額	出来高	金額	月 日 までの(予 定)出来高	金額	3月31日 までの予定 出来高
	円	円	%	円	%	円	%

2 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

(様式第 4 号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事

様

市（町村）長

令和 年度島根 ICT 活用ソフト等導入推進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業
について、下記のとおりその実績を報告します。

（なお、あわせて補助金の精算額 円の交付を請求します。）

記

1 事業の実施

（1）事業の内容

事業区分	事業費
	円

（2）経費の区分

事業区分	総事業費	補助事業に 要する経費	経費の配分		その他 負担金
			県補助金	市町村費	
	円	円	円	円	

2 事業完了年月日

令和 年 月 日

3 事業収支精算

(1) 収入

事業区分	予算額	精算額	差引増減(△)	備 考
	円	円	円	

(2) 支出

事業区分	予算額	精算額	差引増減(△)	精算額内訳
	円	円	円	別記様式のとおり

(注) 別記様式を添付する。

別記様式 実績報告

(単位：円)

事業実施主体名	区 分	事業内容	事業費	備 考
	レーザ計測機器 整備費			
	路網線形設計支援 ソフト整備費			
	3次元設計 ソフト整備費			
	ICT生産管理 ソフト等整備費			
	ICT生産管理関連 ソフトウェア			
	林内測位・通信 機器			
	技術カスタマイズ・操 作研修			
合 計				

(注) 1：事業内容は、区分別に、具体的な内容を記入すること。

2：備考欄には、数量及び経費等の内訳を記入し、事業費と一致させること。

レーザ計測機器整備費については、メーカー及びソフト・機器の名称を記載すること。

路網線形設計支援ソフト整備費及び3次元設計ソフト整備費については、メーカー及びソフトウェアの名称を記載すること。

ICT生産管理ソフト等整備費については、ソフト・機器等の区分（施業提案ソフト、木材検収ソフト、日報管理ソフト、林内測位機器、林内通信機器、技術カスタマイズ、操作研修）並びにメーカー及びソフト・機器の名称を記載すること。

(様式第 5 号) 環境負荷低減の取組に関するチェックシート

実施事項	事業内容に 該当しない □	申請時 (します) □	報告時 (しました) □
1 適正な施肥 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討する。			
2 適正な防除 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討する。			
3 エネルギーの節減 ① オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。			
② 省エネルギーを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明・空調の利用節減、ウォームビズ・クールビズの実施、燃費効率のよい機械の利用等）を検討する。			
③ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。			
4 悪臭及び害虫の発生防止 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。			
5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 ① プラスチック等の廃棄物の削減に努め、適正に処理する。			
② 資源の再利用を検討する。			
6 生物多様性への悪影響の防止 ① 生物多様性に配慮した事業実施に努める。			
② 排水処理に係る水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）を遵守する。			
7 環境関係法令の遵守等 ① みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日付農林水産省・みどりの食料システム戦略本部決定）を理解する。			
② 関係法令※を遵守する。			
③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める。			
④ 機械等の適切な整備と管理に努める。			
⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努める。			

※関係法令

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 46 号）（省エネ法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）等

(様式第 6 号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事

様

市（町村）長

令和 年度島根県 ICT 活用ソフト等導入推進事業補助金交付決定前着手届

島根県 ICT 活用ソフト等導入推進事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 メニュー名
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。